

科目名	行政法2			ナンバリング	RPP242	授業形態	講義
対象学年	2 年	開講時期	後期	科目分類	選択	単位数	2 単位
代表教員	上遠野和村	担当教員					

授業の概要	行政法は、国・県・市町村が行政活動を行う場合の法的ルールであるが、近年、平成5年に行政手続法、平成11年に情報公開法、同年に地方分権推進一括法が制定されるなど、憲法の理念や平等・公平の原則を踏まえた大きな制度改革が行われてきており、行政を統制する行政法の意義が大きくなっている。 本講義は、適正な行政活動確保の制度やルール、行政活動による権利利益侵害があった場合等の救済方法・制度やルール等に関する基礎的知識の修得を目的とする。 講義は、今日の行政がどのような状況に置かれているかを踏まえながら、行政の公正確保と透明化のために、また、権利利益救済の争訟などのために、どのような制度があるかを、できるだけ身近な具体的事例を題材にしながら進める。						
到達目標	1. 地域社会活動や企業活動を行う上で必要とされる行政法の基礎的知識を修得する。 2. 身近な具体的事例の検討を通して当事者意識や現場感覚を培うとともに、自主的主体的に考える力を身につける。 3. 公務員試験をはじめ資格試験が求める水準の知識、能力を修得する。						
学習のアドバイス (勉強方法、履修に必要な予備知識など)	新聞等マスコミで報道される行政活動に関するニュースに関心を持ち、積極的に目を通すよう心懸けるとともに、ニュース等を読み込む際には、テキスト、配布するレジュメ、「どう思う？どう考える？」等の事例資料などを参考に、できるだけ複数の視点を意識するようにすること。 「行政法1」「行政法演習」を履修することが想定されていることを考えて学習すること。						
ディプロマポリシーとの 関連	【教養学部 地域教養学科のディプロマポリシー】						
		1. 専攻分野それぞれの基礎的な知識を確実に身につけ、それらを活用して基本的な問題を解決することができる。					
	○	2. 専攻分野それぞれの基本的スキルを、地域社会に貢献するために活用することができる。					
	○	3. 自分の意見や考えを説明し、他者と協調して積極的にコミュニケーションをとることができる。					
		4. 広い視野と論理的・批判的思考力を身につけ、困難な課題や予測不能な事態に直面しても適切に対処することができる。					
	○	5. 社会の一員としての自覚を持ち、社会生活の場において、地域を支える社会人・職業人としてふさわし関心・意欲・態度を示すことができる。					

標準的な到達レベル(合格ライン)の目安	理想的な到達レベルの目安
①行政法に関するキーワードについて、その意味を説明できる。 ②行政の公正確保と透明化について、具体的制度をもとに説明できる。 ③行政活動を行う立場と行政を受ける立場での視点の設定について、理解できる。 ④行政救済について、具体的制度に即して説明できる。 ⑤公務員試験等各種資格試験における基礎的問題を解くことができる。	①行政法に関するキーワードを理解したうえで、その役割と位置づけを説明できる。 ②行政の公正確保と透明化について、具体的制度を当事者意識をもって考えることができる。 ③行政活動を行う立場と行政を受ける立場でのそれぞれの視点の設定を自ら行うことができる。 ④行政救済について、具体的制度に即し批判的見解を含めて自らの考えを説明できる。 ⑤公務員試験等各種資格試験におけるハイレベルな問題を解くことができる。

成績評価観点 評価方法	知識・理解	思考・判断	関心・意欲	態度	技能・表現	その他	評価割合
定期試験(中間・期末試験)	○	○	○		○		60%
小テスト・授業内レポート	○	○	○				20%
宿題・授業外レポート	○	○	○				10%
授業態度・授業への参加			○	○			10%

課題、評価のフィードバック	1 講義内容の区切りで行う「課題・問題の整理」(整理問)は授業の中で解説を行う。 2 試験解答用紙は、要請があればいつでも開示できるように準備して置く。
---------------	--

	回次	テーマ	授業内容	備考
授業計画	第1回	ガイダンス 「行政法2」を学ぶにあたって	講義の目的・内容、到達目標、授業の全体概要、「行政法1」の概 括などについて解説する。	
	第2回	行政の公正確保と透明化① 行政指導	行政指導、責任所在の不明確・権力化など行政指導の問題点と対 策について解説する。、	
	第3回	行政の公正確保と透明化② 行政手続	申請に対する処分と不利益処分、届出などに関する行政手続法上 のルールについて解説する。	
	第4回	行政の公正確保と透明化③ 情報公開	地方が先行した情報公開、情報開示請求権、個人情報等不開示 情報などについて解説する。	
	第5回	国民の権利利益の救済① 国家補償	国家賠償(公権力責任)、法律要件と効果、民法第715条(使用者 責任)などについて解説する。	
	第6回	国民の権利利益の救済② 国家補償	国家賠償(営造物責任)、危険責任、法律要件と効果、無過失責任 などについて解説する。、	
	第7回	国民の権利利益の救済③ 損失補償	憲法第29条第3項、損失補償の要件・内容、補償の対象と方法など について解説する。	
	第8回	国民の権利利益の救済④ 行政事件訴訟	行政事件訴訟の全体構造、抗告訴訟・取消訴訟の訴訟要件(処分 性など)について解説する。	
	第9回	国民の権利利益の救済⑤ 行政事件訴訟	取消訴訟の訴訟要件(訴えの利益など)、本案審理、判決などにつ いて解説する。	
	第10回	国民の権利利益の救済⑥ 行政事件訴訟	無効等確認訴訟、不作為違法確認訴訟、義務づけ訴訟、差止訴訟 などの抗告訴訟について解説する。	
	第11回	国民の権利利益の救済⑦ 行政事件訴訟	主観訴訟の当事者訴訟、客観訴訟の民衆訴訟と機関訴訟につい て解説する。	
	第12回	国民の権利利益の救済⑧ 行政不服審査	不服申立、不服申立の要件、審理方式、平成26年改正(28年施 行)などについて解説する。	
	第13回	国民の権利利益の救済⑨ 事例・判例	行政不服審査や行政事件訴訟に関する代表的な事例・判例につ いて解説する。	
	第14回	国民の権利利益の救済⑩ 事例・判例	行政不服審査や行政事件訴訟に関する代表的な事例・判例につ いて解説する。	
	第15回	まとめ	全体のまとめと質問への回答	
	試験	前講義終了後に期末試験(筆記試験)を実施する。		
授業の進め方		基本的に講義と質疑応答とする。 また、事例資料(「どう思う?どう考える?」等)でのグループ討議、講義内容の区切りでの「課題・問題の整理」(整理問)などを行う。		
授業外学習の指示		配布レジュメを参考にテキスト、新聞記事等事例関連資料等で予習・復習を行うこと。 また、公務員試験・資格試験等を希望する者には、「課題・問題の整理」(整理問)の復習とともに過去問を解いてみることを勧める。 (授業外学習時間: 毎週 90 分)		

教科書	「新谷一郎の行政法 新まるごと講義生中継」 TAC出版 1,600円＋税 レジュメ、新聞記事等事例関連資料を配布する。
参考書	「法律入門 判例まんが本⑩ 行政法の判例100」 辰巳法律事務所 1,800円＋税 「判例行政法入門 第6版」 芝池義一編 有斐閣 2,000円＋税
参考URLなど	
その他	1 「行政法1」「行政法演習」を履修することを想定して授業を進める。 2 公務員試験受験者は履修することが望ましい。 3 行政法に関連する社会的あるいは時事的問題が生じた場合には、授業内容の一部を変更することがある。